

町民会館における新型コロナウイルス感染症感染者の発生について

【町長メッセージ】

町民のみなさまには、新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、岐阜県では、独自の「非常事態宣言」を発出するとともに、「まん延防止等重点措置」の適用区域の指定を受け、現在その期間が3月6日まで延長されたところです。

白川町も1月24日に町独自の「第6波非常事態宣言」を発出し、さらなる感染予防対策の強化についてお願いをいたしました。

このような中、2月7日に包括支援センターの30代の職員に新型コロナウイルスへの感染が確認され、その後、今日までに保健福祉課の職員あわせて8名に感染が確認されました。

町民のみなさまの不安が大きくなっている中、「緊急事態」を宣言し、感染防止を呼び掛ける立場にある職員に感染者が発生し、さらに町民会館内において多くの感染者が発生していることにつきまして、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことに、深くお詫びをいたします。

これまでも、感染防止対策として職場において消毒等を徹底してまいったつもりですが、改めて職場内の事務スペース等を徹底して消毒し、現在課員全員（別室で執務している保健係の職員を除く）を自宅待機させております。

今後は、より一層庁舎内等での感染防止対策を徹底するとともに、更なる町職員への感染防止に対する意識啓発にも積極的に努めてまいります。

2月18日までの間、保健福祉課の窓口業務（保健係を除く）につきましては、業務を縮小して行うこととしております。町民のみなさまにはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

令和4年2月13日

白川町長 細江茂樹